

# 岐 阜 市 の 概 況



# 岐 阜 市 の 概 況

## 1 沿 革

この地は木曽・長良・揖斐の3大河川の沖積土によってできた肥沃な濃尾平野の北部に位置し、北部山間部から先土器時代の遺物が発見されています。

その後、弥生時代に入ると、この時代の文化的遺物は市内各地から相当多く発掘されるようになりました。

鎌倉時代には二階堂山城守行政が幕府から派遣されて金華山に城を築いたといわれています。室町時代に入り土岐頼遠がこの地を治め、つづく土岐頼康の時代には美濃、尾張、伊勢3国の守護職を兼ねていたこともあり、その勢力は細川、斯波、畠山の三管領を凌駕したともいわれています。土岐氏は、戦国時代に入って斎藤道三公によって滅ぼされました。道三公は稲葉山城を改築して美濃一国の太守として君臨しました。斎藤氏は三代にわたり美濃を支配しましたが、後に織田信長公によって稲葉山城を攻め落とされ滅びました。信長公はこの地を拠点にして天下に霸をとなえ、「岐阜」の名を全国に広めました。



その後数代を経て、慶長5年（1600）関ヶ原合戦の際、岐阜城は落城し、以後廃城となりました。岐阜町は尾張徳川の直轄地となり、以後商工の町として250年間、諸役が免ぜられ、順調な発展をとげました。また、加納藩の中心であった加納町は中山道の宿場町としても栄えました。

明治4年（1871）廢藩置県により岐阜県が成立し、同6年今泉村（現岐阜市司町付近）が県庁所在地と定められてからは、伝統の商業都市に併せて、県政の中心となりました。同21年3月には東海道線・岐阜駅が設置され、同22年7月1日市制を施行しました。この時面積10km<sup>2</sup>、人口25,750人でしたが、以後近隣町村との合併を進め、平成18年1月1日の柳津町との合併により、現在では面積203.60km<sup>2</sup>、人口約40万人を超える全国でも有数の都市となりました。また、平成8年には中核市となり、産業都市として、また観光都市として中部地方における政治、経済、学術、文化等の主要都市となっています。

また、国際性をはぐくむまちづくりを進めるために、昭和53年（1978）にイタリア共和国フィレンツェ市と姉妹都市提携、同54年（1979）には、中華人民共和国杭州市と友好都市提携、同57年（1982）ブラジル連邦共和国カンピーナス市と同63年（1988）にはアメリカ合衆国シンシナティ市、平成6年（1994）オーストリア共和国ウィーン市マイドリング区、同19年（2007）カナダ・サンダーベイ市と姉妹都市提携をそれぞれ結んでいます。

## 2 岐阜の地名の起源

岐阜の地名の起源については、室町時代（応仁元年1467年）土岐成頼の守護代斎藤妙椿が金華山の南端（奈良朝時代厚見寺があった場所）に瑞龍寺を建立したとき、成頼の画像の贊に「金華山降神彰……岐阜鐘秀」の字句が用いられており、また崇福寺の快川和尚（西暦1560年）が斎藤義龍のことを「岐陽賢太子」といっている点からみても、岐阜の地名は織田信長公以前に使用されたこともありますが、これを広めたのは信長公です。

すなわち信長公は斎藤氏に代わって、更に天下平定の計画を立てんとして、まず地名を正して人心を一新せんと試み、永禄10年父信秀の菩提寺の沢彦宗恩を招き、井ノ口の名は小さいからこれを改めるように命じました。沢彦和尚は井ノ口を中国の周時代の岐山の故事、すなわち周の文王が山で兵をあげ天下を定めたことにちなんで、岐阜、岐山、岐陽の名を選び、信長公は岐阜の名をとることにしたといわれています。

## 3 市章の由来



本市は往古井ノ口といい、織田信長公によって岐阜の名が広められました。この深き由緒にもとづき井ノ口の「井」をもって本市の象徴とし、これを市章と定めました。

## 4 位置及び地勢

本市は、東京から約250km、大阪から約140km、名古屋からは約30kmの距離にあり、わが国のはば中央部の岐阜県南部に位置しています。

地勢的には、木曽・長良・揖斐3川によってつくられた濃尾平野（沖積平野）の北端、長良川の扇状地帯上にあります。また、市の中央部から北東部にかけては、稲葉山系の主峰金華山をはじめ、多くの山々がそびえ、河川は郡上市大日岳から源を発している清流長良川が、市内の中央部を東西に貫流し山紫水明の美に恵まれています。



面 積	市役所の位置	東 西		南 北	
		經 度	地 名	距 離	緯 度
203.60 km <sup>2</sup>	東経 136° 45'	極東	東経 136° 53'	km	極南 北緯 35° 21'
	北緯 35° 25'		大洞（芥見）	18.8	柳津町高桑（柳津）
	海拔 14.3m	極西	東経 136° 40'		極北 北緯 35° 32'
			外山（網代）		上籠倉（網代）

## 5 人口及び世帯数

年次	世帯数	人口			人口密度	1世帯平均人口
		総数	男	女		
明治22年(市制施行当時)	5,150	25,750	—	—	—	5.0
大正9年(第1回国調)	13,812	62,713	29,611	33,102	6,265	4.5
昭和20年(終戦の年)	31,270	141,518	66,469	75,049	2,137	4.5
昭和50年(第12回国調)	116,436	408,707	196,714	211,993	2,083	3.5
昭和55年(第13回国調)	124,497	410,357	197,307	213,050	2,092	3.3
昭和60年(第14回国調)	127,481	411,743	197,351	214,392	2,099	3.2
平成2年(第15回国調)	133,726	410,324	196,096	214,228	2,091	3.1
平成7年(第16回国調)	140,612	407,145	193,319	213,826	2,075	2.9
平成12年(第17回国調)	146,350	402,751	191,164	211,587	2,064	2.8
平成17年(第18回国調)	149,098	399,931	189,633	210,298	2,050	2.7
平成22年(第19回国調)	161,718	413,136	196,525	216,611	2,036	2.6
平成27年(第20回国調)	165,443	406,735	193,760	212,975	1,998	2.5

※市制施行当時の世帯・人口は岐阜市史の資料による。

## 6 気 象

本市の気候は、東海型の気候を示し、冬季は北西ないし西寄りの風が強く、降水量は少なく温暖、夏季は南寄りの風が強く著しく高温多湿であります。月間降水量は6月・7月の梅雨期と9月の台風期を含む秋の長雨時期に多く、少ないので12月・1月であります。

日 降 水 量

順位	年 月 日	降水量mm
1	昭36. 6. 26	260.2
2	昭29. 7. 20	257.2
3	昭49. 7. 25	243.0
4	明29. 9. 7	242.1
5	昭52. 8. 17	226.0
6	昭51. 9. 8	219.0
7	大5. 6. 17	206.2
8	平12. 9. 11	204.0
9	明29. 9. 8	203.9
10	昭51. 9. 9	201.5

(統計期間：1883／1～2019／3)

日最大風速・風向

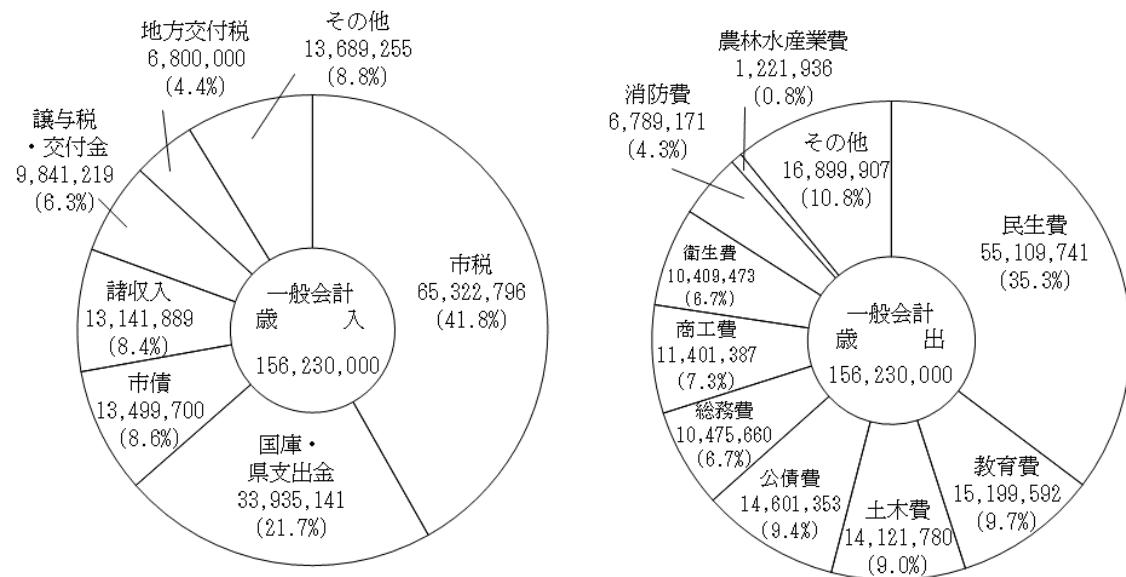
順位	年 月 日	風 向	風速m/s
1	昭34. 9. 26	南南東	32.5
2	大10. 9. 26	南 東	30.4
3	昭36. 9. 16	南南東	28.3
4	昭 9. 9. 21	南 東	27.7
5	昭26. 10. 15	南 東	26.2
6	昭25. 9. 3	南 東	26.1
7	大元. 9. 23	南 東	25.0
8	昭37. 8. 26	南 東	23.3
9	昭20. 9. 18	南南東	22.7
10	明29. 8. 31	南 東	22.2

(統計期間：1886／1～2019／3)

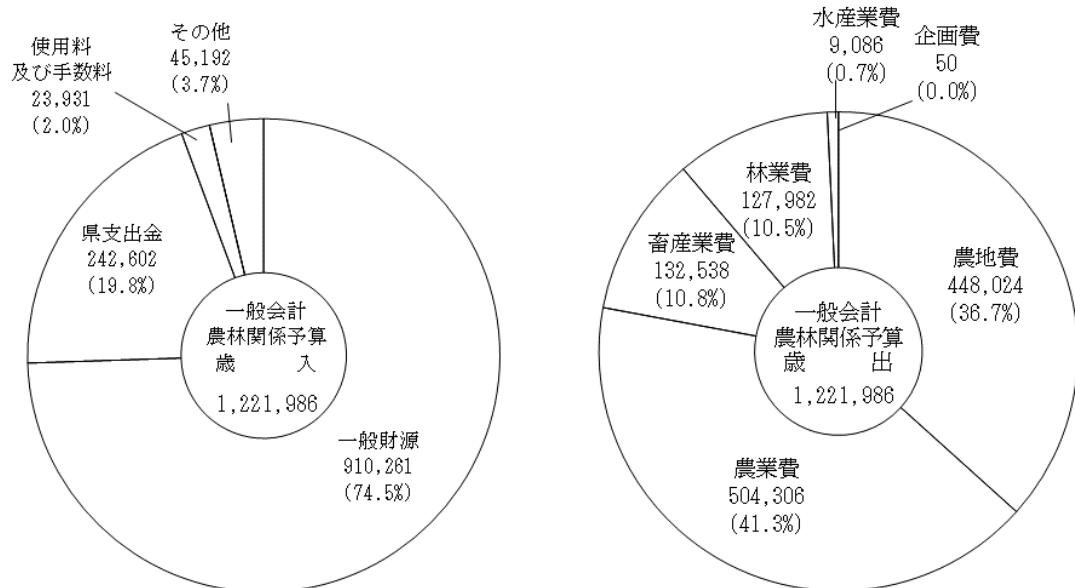
岐阜(岐阜県)気象台・測候所 極値

## 7 平成30年度農林関係予算

### (1) 一般会計予算（単位：千円）

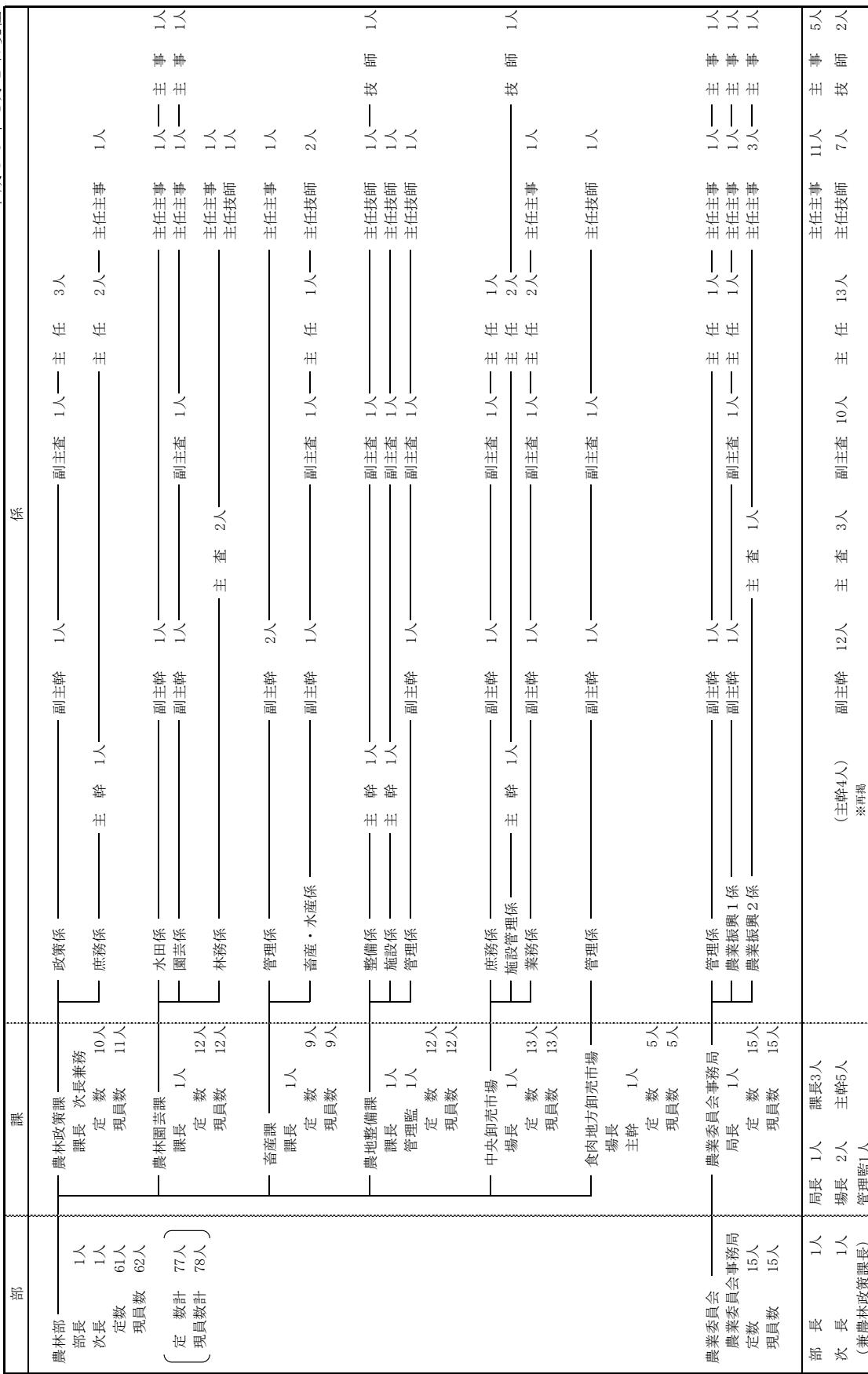


### (2) 農林関係予算（単位：千円）



農林部・農業委員会の機構

平成30年4月1日現在



## **9 農林部及び農業委員会の事務分掌**

### **農林政策課**

- (1) 部内の総括事務に関すること。
- (2) 農林振興施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 部内の事業評価及び実施計画に関すること。
- (4) 地域農政の推進及び農業振興地域整備計画に関すること。
- (5) 農林統計に関すること。
- (6) 部内（中央卸売市場を除く）の財務及び庶務に関すること。
- (7) 部内の情報の公開及び個人情報の保護に関すること。
- (8) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

### **農林園芸課**

- (1) 農業の振興及び指導に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農業協同組合に関すること。
- (4) 農業共済組合に関すること。
- (5) 主要食糧の生産振興に関すること。
- (6) 農産物の加工の振興に関すること。
- (7) 農産物の消費流通に関すること。
- (8) 農家の生活改善の普及指導に関すること。
- (9) 林業の振興に関すること。
- (10) 治山施設及び林道施設の整備及び維持管理に関すること。
- (11) 園芸の振興に関すること。
- (12) 病害虫の防除及び有害鳥獣の捕獲に関すること。

### **畜産課**

- (1) 畜産の振興及び指導に関すること。
- (2) 畜産物の消費流通に関すること。
- (3) 家畜の衛生に関すること。
- (4) 飼料作物に関すること。
- (5) 畜産団体に関すること。
- (6) 水産業の指導に関すること。
- (7) 堆肥センターに関すること。

### **農地整備課**

- (1) 土地改良の計画及び事業に関すること。
- (2) 土地改良区に関すること。
- (3) 農業用施設の改良及び維持管理に関すること。

## **中央卸売市場**

- (1) 中央卸売市場の財務及び庶務に関すること。
- (2) 中央卸売市場の運営及び調査に関すること。
- (3) 中央卸売市場の保安及び衛生に関すること。
- (4) 中央卸売市場開設運営協議会に関すること。
- (5) 市場取引委員会に関すること。
- (6) 中央卸売市場の施設管理に関すること。
- (7) 卸売業者及び仲卸業者に関すること。
- (8) 関連事業者に関すること。
- (9) 売買参加者及び買出人に関すること。
- (10) 正常取引及び流通改善に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか中央卸売市場に関すること。

## **食肉地方卸売市場**

- (1) 卸売業者、買受人等に関すること。
- (2) 食肉地方卸売市場の保安及び衛生に関すること。
- (3) 食肉地方卸売市場の施設管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか食肉地方卸売市場に関すること。

## **農業委員会**

- (1) 農業委員会の処務に関すること。
- (2) 農業委員会組織の運営に関すること。
- (3) 農地法等法令に係る業務に関すること。
- (4) 国有農地の管理に関すること。
- (5) 農地台帳の補完及び整備に関すること。
- (6) 農業者年金に関すること。
- (7) 相続税及び贈与税の納税猶予に関すること。
- (8) 農地銀行の活動に関すること。
- (9) 農地等の利用関係の調整に関すること。
- (10) 農業振興に係る業務に関すること。
- (11) 農政推進委員に関すること。
- (12) 地区農政推進委員会に関すること。
- (13) 各種表彰に関すること。
- (14) 食農教育に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会に関すること。